㈡　都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとした。（第三一条関係）

㈢　スポーツ推進委員

市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整等の職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとすることとした。（第三二条関係）

5　国の補助等

国は地方公共団体、学校法人又はスポーツ団体に対し、地方公共団体はスポーツ団体に対し、それぞれそれらの行うスポーツの振興のための事業に要する経費の一部を補助することができることとした。（第三三条～第三五条関係）

6　施行期日等

㈠　政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（法律第七九号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいうこととした。（第二条第六項関係）

(1)　養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ　障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(2)　養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

㈣　この法律において、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う(1)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当する行為をいい、「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う(1)から(3)まで、(5)又は(6)のいずれかに該当する行為をいうこととした。（第二条第七項及び第八項関係）

(1)　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(2)　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(3)　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5)　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

(6)　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3　何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないこととした。（第三条関係）

4　国及び地方公共団体の責務等

㈠　国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四条第二項関係）

5　国民の責務

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

6　国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関並びに障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないこととした。（第六条第一項及び第二項関係）

7　養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

㈠　養護者による障害者虐待（一八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下7において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととした。（第七条第一項関係）